【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年6月4日

【届出者の氏名又は名称】 ミネベアミツミ株式会社

【届出者の住所又は所在地】 長野県北佐久群御代田4106番地73

(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋1-9-3

【電話番号】 (03)3758 6711

【事務連絡者氏名】 取締役 社長執行役員 COO & CFO

東京本部長兼サステナビリティ推進部門長 吉田 勝彦

 【代理人の氏名又は名称】
 該当事項はありません

 【代理人の住所又は所在地】
 該当事項はありません

 【最寄りの連絡場所】
 該当事項はありません

 【電話番号】
 該当事項はありません

 【事務連絡者氏名】
 該当事項はありません

 【縦覧に供する場所】
 ミネベアミツミ株式会社

(長野県北佐久群御代田4106番地73) ミネベアミツミ株式会社 東京本部

(東京都港区東新橋1-9-3) 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ミネベアミツミ株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社芝浦電子をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和 と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいい ます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵 省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示 基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注11) 本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び 基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所 法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じです。)第13条(e)項又は第 14条(d)項及び同条のもとで定められた規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手 続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は日本の会計基 準に基づいており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性がありま す。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者 ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性 があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判 所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び個人並びに当 該法人の子会社及び関係者(affiliate)(以下「関連者」といいます。)に米国の裁判所の管轄が認めら れるとは限りません。

- (注12) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲のほか、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても類似の方法により開示が行われます。
- (注13) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開 買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬 が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注14) 本書及び本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年5月2日付で提出した公開買付届出書(2025年5月14日付及び2025年5月22日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年6月4日付で、本公開買付けにおける買付け等の期間を2025年6月19日まで延長し、公開買付期間を合計33営業日とする旨を決定したことに伴い、記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年5月2日付の公開買付開始公告(2025年5月22日付の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事由が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

- 第1 公開買付要項
 - 3 買付け等の目的
 - (1) 本公開買付けの概要
 - (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

- (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項) 株式併合
- 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
 - (1) 買付け等の期間

届出当初の期間

- 10 決済の方法
 - (2)決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

- 3【買付け等の目的】
 - (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

公開買付者としては、対象者の取締役会及び特別委員会により、YAGEOから対象者に対する質問への具体的かつ十分な回答を踏まえて、YAGEO公開買付け及び本公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しております。

<後略>

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者としては、対象者の取締役会及び特別委員会により、YAGEOから対象者に対する質問への具体的かつ十分な回答を踏まえて、YAGEO公開買付け及び本公開買付けについて合理的な判断を行っていただけることを期待しております。

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年6月4日付で、公開買付期間を2025年6月19日まで延長し、公開買付期間を合計33営業日とすることを決定いたしました。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (訂正前)

<前略>

公開買付者は、対象者及び本特別委員会より、2025年5月12日に本公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請を受け、2025年5月16日に、公開買付者から、対象者及び本特別委員会へ、YAGEO公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていることから、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付期間中に、対象者株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付者として対応策を積極的に検討していく旨の回答をいたしました。なお、公開買付期間については、公開買付者プレスリリースでは、20営業日としておりましたが、今般、23営業日へと変更しております。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、対象者及び本特別委員会より、2025年5月12日に本公開買付価格を変更する意向があるか示すよう要請を受け、2025年5月16日に、公開買付者から、対象者及び本特別委員会へ、YAGEO公開買付けは我が国の国家安全保障上重大な懸念のある取引であり、外為法等の承認可能性に相応の疑義が生じており、また、独占禁止法の事前届出の必要性について疑義があると考えていることから、仮に今後YAGEOにおいて、YAGEO公開買付けの公開買付期間中に、対象者株式取得に係る外為法上の承認を取得できた、若しくは取得できる合理的な見通しが立った場合、かつ、独占禁止法上の事前届出が不要であることが判明した場合には、公開買付者として対応策を積極的に検討していく旨の回答をいたしました。なお、公開買付期間については、公開買付者プレスリリースでは、20営業日としておりましたが、2025年5月22日、23営業日へと変更しておりました。

その後、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断機会を提供するため、2025年6月4日付で、公開買付期間を2025年6月19日まで延長し、公開買付期間を合計33営業日へと変更いたしました。

EDINET提出書類 ミネベアミツミ株式会社(E01607) 訂正公開買付届出書

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を 担保するための措置

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を23営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年6月5日までの期間は37営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である2025年6月5日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合、公開買付期間を33営業日に設定しているところ、本公開買付けに係る開始予定について公表した2025年4月10日の翌日から公開買付期間の末日である2025年6月19日までの期間は47営業日となっており、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間よりも長期に亘っているため、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対して応募するか否かについて十分な判断機会を確保するとともに、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行うか否かについて十分な検討機会を確保できていると考えております。加えて、2025年2月5日付YAGEO予告公表プレスリリースを通じてYAGEO公開買付けの開始予定について公表された2025年2月5日から起算すれば、同日から本公開買付けの公開買付期間の末日である2025年6月19日までの期間は更に長期に亘っているため、対象者の株主の皆様にとって本公開買付けの内容をYAGEO公開買付けと対比した上で本公開買付けに対して応募するか否かに関して判断するための機会や公開買付者以外の者にとって対象者株式に対する買付け等を行うか否かに関して検討するための機会は、一層十分に確保されていると考えております。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

(訂正前)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年6月から7月を予定しております。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。2025年6月4日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2025年7月から8月頃を予定しております。

<後略>

EDINET提出書類 ミネベアミツミ株式会社(E01607) 訂正公開買付届出書

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

2025年5月2日(金曜日)から2025年6月5日(木曜日)まで(23営業日)

(訂正後)

2025年5月2日(金曜日)から2025年6月19日(木曜日)まで(33営業日)

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年6月12日(木曜日)

(訂正後)

2025年6月26日(木曜日)

EDINET提出書類 ミネベアミツミ株式会社(E01607) 訂正公開買付届出書

公開買付届出書の添付書類

(1) 2025年5月2日付公開買付開始公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年6月4日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお。「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。